
プロジェクト

項目 「収益認識基準の開発について」に関して第 307 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 平成 27 年 3 月 6 日に開催された第 307 回企業会計基準委員会において聞かれた主な意見をまとめたものである。

具体的な意見

2. 具体的な意見は、以下のとおりである。
 - (1) 事務局提案に基本的に賛成である。収益認識基準については、日本基準の高品質化の観点からも重要であり、検討することに賛成である。

IFRS 第 15 号は国際的に統一された基準であり、不必要に国際ルールから乖離することは好ましくないとと思われる。

- (2) 収益認識基準を検討することに賛成である。収益はトップラインであり、これに関する会計基準が国際的な基準と異なると、日本基準の品質に懸念が生じる。放置しているとレジェンド問題が再燃するリスクを感じる。

IFRS 任意適用企業が増加している中、IFRS 適用企業にコストが生じないように IFRS 第 15 号の適用開始時期に合うように議論していくことが重要と考える。

一方で、収益認識基準は幅広い業種に影響を与えることから、検討はより慎重に行うべきと考える。影響を受ける企業が多く、その影響を分析するのに多くの時間を要すると思われることから、検討は早期に開始すべきと考える。

15 項で金融商品、連結及び公正価値測定等に関して、「将来的な検討課題と位置付けてはどうか。」と記載されているが、ネガティブな印象を受ける。同項(1)から(3)にある各基準の個別の説明では、優先順位は比較的高いと述べられており、これらについては早めに検討を行う方向性の表現の方が良い。

- (3) 事務局提案に大きな方向性としては賛成であり、収益認識基準が一番重要であると考ええる。

ただし、資料の 13 項（収益認識）と 15 項（金融商品、連結及び公正価値測定等）の表現ぶりのギャップが大きすぎると思われ、そのギャップを狭めるべ

きである。15 項の表現では、当面は何もやらないと受け止められてしまうため、15 項を「それぞれ以下の視点で検討を進めることでどうか。」に変更することを提案する。

13 項の「我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手してはどうか。」という表現は、コンバージェンスされた会計基準の開発ありきと読まれてしまうリスクがあり、「・・・我が国における収益認識基準の開発の是非もふまえて検討を進めることでどうか。」としてはどうか。

5 項にあるコンバージェンスするか否かの考え方のうち、(3) 米国会計基準とのコンバージェンスは、客観的に判断できるが、(1) 大きな便益が期待されるか、(2) 基本的な考え方と大きく異ならないか、(4) コストについては、人によって意見が異なると思う。資料に記載されている評価を所与とせず、それらの評価の妥当性の検討も含めて、議論を進めて欲しい。

- (4) 日本において包括的な収益認識の基準がない中で、いつまでも開発をしないと主張することは難しい。しかしながら、その検討の時期については意見がある。収益認識基準を検討するにあたっては、各業種に与える影響や対策を考慮することが重要であるが、IASB において業種のガイダンスに関する議論が十分になされていない。

成文化はされていないものの、日本には業種ごとの基準やガイダンスのようなものが実質的にはあり、コンバージェンスしなくても短期的には問題ないと思われる。IFRS 第 15 号を適用することで、現在の業種ごとの具体的な会計処理にどのような影響が出るかがわかった上で議論を行うべきである。

コンバージェンスの前にエンドースメントが先に行われると考える。エンドースすることは理解できるが、コンバージェンスについては、対象企業の数が非常に多く、税と異なる方法になると二重計算が避けられず、中小企業に負担が過大になる危険がある。したがって、連結だけに対象を絞るといった検討も行われる必要があると考える。

IFRS 第 15 号適用による業種横断的な比較可能性の向上が利点としてあげられているが、業種を跨いだ比較可能性が必要なのか疑問がある。各地域によってビジネス・プロセスに違いが存在し、実態が違うのに一律に同じ基準を適用すべきではない。例えば、製造業と金融機関で一律に同じ基準を適用することは、逆に実態を適切に反映しないことになるのではないか。

- (5) 収益認識基準の検討を行う点については、まったく異論はない。比較可能性の向上が記載されているが、欧米が収益認識について統一的な基準を有する中、日本がそれと乖離したままとするのは適切でなく、比較可能性の向上ではなく、むしろ比較可能性の低下を防ぐ観点から検討が必要と考える。ただし、5項に記載のある4つの判断基準は、この4つで良いかは議論したい。

15項（将来的な検討課題）と17項（現時点においてコンバージェンスを図る必要性は低い）について、現時点でこのような見解を最初から示す必要があるのか疑問である。収益認識を検討する代わりに、後の基準は後回しにするとまであえて言う必要があるのか。

コンバージェンスの基本的な考え方を記載したペーパーを用意し、その後でまずは収益認識について検討を開始するといった資料の体裁にすることが考えられる。

- (6) 日本に包括的な収益認識に関する会計基準が無い中でIASBとFASBの会計基準はコンバージェンスしており、収益はビジネスに絡む重要な論点でもあることから、検討は必要である。

ただし、収益認識については、これまでコンバージェンスを検討してきて、それを再開しただけであり、新たな取組みでないことが資料の上でわかりづらい。企業会計審議会会計部会での議論や修正国際基準のコメントレターの指摘の影響等を記載すべきではないか。

IASBとFASBではTRGで議論が行われているが、日本の実務に与える具体的な影響を良く理解して検討を行う必要がある。日本と海外の実務に一部差異はあるものの共通点も多いことから、海外での検討も注視する必要がある。

15項の冒頭の記載（将来的な検討課題）と、その下にある個々の会計基準の説明には温度差があり、修正すべきと考える。

- (7) 収益認識について、基準の開発の検討に着手することには全く異論はない。

IFRSの任意適用とは違い、コンバージェンスについては、影響を受ける企業が非常に多いため、納得感があることが重要である。したがって、IFRS第15号を基本的にコピーするのか、それともエッセンスだけを受け入れるのかといった基本スタンスを検討して示すことが重要と考える。また、なぜIFRS第15号にコンバージェンスすることで高品質化につながると言えるか関係者の納得感を得ることが重要である。

- (8) IFRS 導入企業の立場からは、収益認識基準の検討は是非早く行ってほしい。現在、国内子会社の収益認識処理は多様性がある可能性があり、統一するよい機会である。IFRS 第 15 号の強制適用開始時期までに何らかの指針が作成できれば IFRS 及び米国会計基準適用会社にとって非常にプラスのメリットになると考える。
- (9) IFRS 第 10 号と比べてガイダンスが明確であるとの記載があるが、SPE についてこれは当てはまらず記載を変更すべきである。将来的な検討課題として位置づけるのではなく、IFRS 第 10 号の適用状況を分析して、日本基準の開発の検討を行うべきと考える。
- (10) 早急に収益認識基準の開発を行うことに大変賛成である。収益認識専門委員会の再組成と資料にあるが、現在も専門委員会はあるのではないか。

以 上